発表事項

- 1 令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び 保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更
- 2 令和5年10月審査分の審査状況
- 3 令和5年11月審査分の特別審査委員会審査状況

令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計・医療介護情報化等特別会計予算等変更

- 1 中間サーバーの加入者情報の正確性確保
- 2 資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等
- 3 マイナンバーカードの利用促進に向けた対応
- 4 電子処方箋の機能拡充に向けた対応等

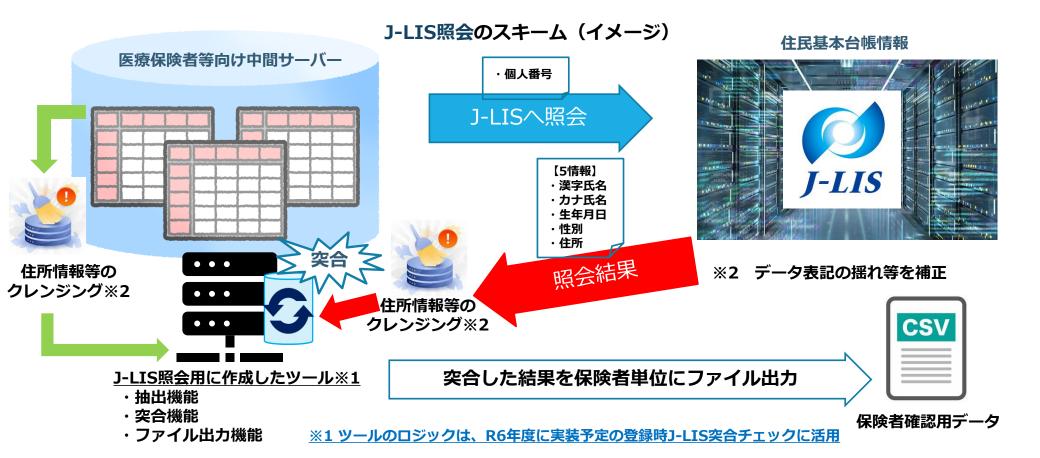
1. 中間サーバーの加入者情報の正確性確保

概要

- 支払基金においては、医療保険者等向け中間サーバー(以下「中間サーバー」)の加入者情報の正確性を確保するため、システム改修を行い、データの新規登録時に全件J-LIS照会を実施することとしている(来年度から実施予定)。この新規登録時の全件J-LIS照会を実施するにあたり、現在実施している登録済データの全件J-LIS照会・確認について、令和5年9月15日夜時点の情報で行ったことから、この時点から上記システム改修までの間の新規加入者情報についても、J-LIS照会を行う必要がある。
- 今般、このJ-LIS照会に係る費用について、システム改修に向けた環境整備として 国庫補助金により措置することとし、収入支出予算の変更を行う。
 - ※ 生活保護受給者情報についても併せてJ-LIS照会を行うが、当該部分に係る手数料については自治体への情報 提供となるため、従前どおり無償の扱いとなる。

主な業務内容

○ <u>令和5年9月以降新たに中間サーバーに登録された加入者情報及び生活保護受給者情報を対象に、</u> 令和6年1月から、実施機関においてJ-LIS照会を行い住民基本台帳情報と突合し、<u>5情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所)の一致状況</u>について保険者等に送付する。



収入支出予算の変更

令和6年1月以降に、突合確認を行うことにより発生するJ-LIS照会に係る手数料について、厚生労働省から国庫補助金が交付されることから、令和5事業年度保健医療情報会計情報基盤整備勘定収入支出予算の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」に係る補助金収入及び業務経費等支出について、それぞれ2.0億円を増額する。

※ 本件においては、支払基金事業計画の変更は要しない。

(参考)

- 第4 保健医療情報等の活用に関する取組
- 1 本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等
- (1) オンライン資格確認等システムの整備と運用
- ア 資格確認機能の拡充とシステムの安定運用 医療保険者等向け中間サーバー(以下「中間サーバー」という。)及びオンライン資格確認等システムにつ いて、安定的な運用を図る。

また、中間サーバーに登録されている加入者情報の更なる正確性の確保に向け、令和5年8月以降、登録済 データ全体を対象に住民基本台帳情報と突合確認を行うとともに、令和6年4月以降、新規に登録されるデータ について、全件を住民基本台帳情報と突合確認するためのシステム改修を行う。(以下略)

【参考】現時点の想定スケジュール

□ スケジュール

	令和5年度			令和6年度	
	1月	2月	3月	4月	5月
生活保護受給者	J-LIS照会 ・突合 保険者へ突 ファイルを 保険者に 加入者情報	送付 よる			
医療保険加入者				へ突合結果ファイル を送付 保険者による 入者情報の確認	

※作業スケジュールについては、今後、厚生労働省と調整

資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等

概要

- 本年6月に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、健康保険証を廃止するとと もに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある 方が必要な保険診療等を受けられるよう、対象者からの求めに応じ、医療保険者等は資格 確認書を交付することとされた。
- 資格確認書は申請による交付を原則としているが、同法の附則において保険者が必要と 認めるときは本人からの申請によらず資格確認書を交付できること、同法の附帯決議にお いて資格確認書の申請漏れ等により現物給付による保険診療が受けることができない者が 生じないよう、すべての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講 ずることなどとされた。
- これらを踏まえ、厚生労働省において、<u>当分の間、マイナ保険証を保有しない全ての方</u> に申請によらず資格確認書を交付する方針としたことから、この対応に必要なオンライン 資格確認等システムの改修を令和5年度から開始する必要があり、このため、令和5事業 年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び収入支出予算の変更を行う。

(参考)マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の概要(一部抜粋)

| 第165回社会保障審議会医療保険部会(令和5年6月29日) | 資料5より(一部修正)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化

マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)

資格確認書の仕組みの整備 【医療保険各法の改正】

- 健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者(※1)が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面又は電磁的方法により提供することとする。
 - (※1)マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者、 ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など
 - (※2) 資格確認書の有効期間は、5年を限度として、各保険者が設定することとする。様式は国が定める。(省令事項)
 - (※3)保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できる。(改正法附則規定)
- 発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)有効とみなす 経過措置を設ける。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議

令和5年4月25日 衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 五 健康保険証の廃止に伴い、資格確認書の申請漏れ等により現物給付による保険診療を受けることができない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けることができるための措置を講ずること。
- 六 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備を速やかに完了させるため、必要な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応について速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

(参考)マイナンバー法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の概要(一部抜粋)

第165回社会保障審議会医療保険部会(令和5年6月29日) 資料5より

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案 に対する附帯決議

令和5年5月31日 参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 五 マイナンバーカード及び資格確認書が申請に基づいて交付されることを踏まえ、健康保険証の廃止に伴い、保険料を 払っていても、資格確認書の申請漏れ等により無保険者扱いとされたり、現物給付による保険診療を受けることができ ない者が生じないよう、保険者が資格確認書を速やかに交付するなど、全ての被保険者が確実に保険診療を受けること ができるための措置を講ずること。また、資格確認書に関する事務の円滑な執行に必要な措置を講ずるとともに、その 発行に関し追加的な費用負担が可能な限り生じないよう必要な支援を行うこと。
- 六 健康保険証の廃止に伴う医療現場などの影響・混乱を極力防ぐため、発行済み健康保険証を廃棄しないよう、周知徹 底すること。また、認知症患者や寝たきりの高齢者などの社会的弱者に対しては、発行済み健康保険証を最大一年間有 効とみなす経過措置を踏まえ、遅くともその期間が終了するまでの間に、確実にマイナンバーカード又は資格確認書に より必要な保険診療が受けられるよう、必要な措置を講じること。

(略)

十三 オンライン資格確認等システムの医療機関等における整備に際しては、地域医療の確保に支障が生じないよう必要 な措置を講ずること。また、電子証明書の有効期限切れに伴って医療機関等での利用に支障が生じないよう、対応につ いて速やかに検討を行い、必要な措置を講ずること。

| 支払基金事業計画の変更

「第4 保健医療情報等の活用に関する取組」の「1 本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等」の「(1) オンライン資格確認等システムの整備と運用」に次のとおりウを追加する。

ウ 資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等

健康保険証の廃止後も必要な保険診療等を受けることができるよう、当分の間、保険者が必要と認める時に本人からの申請によらず資格確認書を切れ目なく交付することができるようにするなど、オンライン資格確認等システムにおいて必要な改修を行う。

収入支出予算の変更

上記改修に係る経費(要件定義・基本設計の費用)については、厚生労働省から国庫補助金が交付されることから、令和5事業年度保健医療情報会計情報基盤整備勘定収入支出予算の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」に係る補助金収入及び業務経費等支出について、それぞれ2.0億円※を増額する。

※令和5年度補正予算の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金:28.1億のうち、令和5年度に「2.0億円」、令和6年度に「26.1億円」を受け入れる。

【参考】現時点の想定スケジュール

□ スケジュール

	令和5年度			令和6年度							
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
資格確認書 の切れ目のない交付に向けた対応等		要位定		設語	†		開発			テスト	又予定 \

※リリース時期も含め開発スケジュールについては、今後、厚生労働省と調整

保健医療情報等に関する会計

は本理事会において予算変更を諮る勘定区分

会計区分	勘定区分	主な内容
	情報基盤運用勘定	オンライン資格確認等システム及び中間サーバーの 運用
		資格確認機能の拡充
		保健医療情報の提供の充実
		診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発
	情報基盤整備勘定	電子カルテ情報を確認できる仕組みの構築
保健医療情報会計		中間サーバーの加入者情報の正確性確保等
		公費・地方単独公費、予防接種、母子保健の先行実 施
		資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等
		健康スコアリングレポート作成
	情報分析活用勘定	データヘルスポータルサイトの運用
		NDB関連業務の実施

令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算変更 情報基盤整備勘定



補助金収入の主な増減

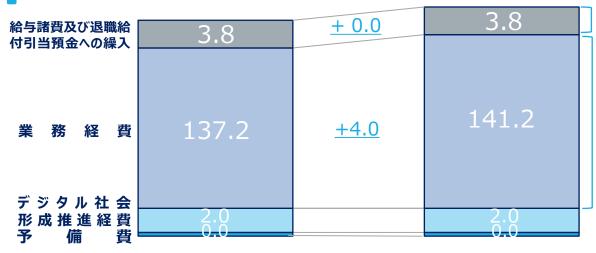
- ・中間サーバーの加入者情報の正確性確保等に係る経費2.0億円※の増。
- ・資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等に係るシステム改修 経費2.0億円の増。

補助金収入(+4.0)

項目	予算	変更 予算	差
中間サーバーの加入者情報の正確性確保	-	2.0	+2.0
資格確認書の切れ目のない交付に向けた対応等	_	2.0	+2.0
計	_	4.0	+4.0

※令和5年の誤入力チェック件数実績をもとに、1週間の突合件数を約 70万件と想定し積算。(対象期間中の総件数2,000万件)

支出



給与諸費(+0.0)

業務経費(+4.0)

- ・業務経費については、中間サーバーの加入者情報の正確性確 保等に係るシステム関連経費2.0億円及び資格確認書の切れ目の ない交付に向けた対応等に係るシステム関連経費2.0億円の増に より、4.0億円の増。
- ・給与諸費については、改修等に従事する職員の超過勤務手当 等の増。

3. マイナンバーカードの利用促進に向けた対応

概要

- 令和6年秋に予定されている健康保険証の廃止に向け、マイナンバーカードと健康保険証の一体化 に向けた取組を更に促進することが必要である。
- このため、先般成立した令和5年度補正予算に基づき、以下に掲げる補助金を交付するため、<u>支払</u> 基金事業計画及び特別会計収入支出予算等の変更を行う。
 - (1) マイナンバーカードの健康保険証利用の積極的な利用促進の取組に係る医療機関・薬局への支援
 - (2) マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局に対する顔認証付きカードリーダーの増設等の支援
 - (3) 公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードの一体化に向けた取組への支援

収入支出予算の変更

○ 上記補助金に係る経費については、全額国庫補助金が交付されるため、令和5事業年度医療介護情 報化等特別会計医療情報化支援基金勘定収入支出予算の「社会保障・税番号制度システム整備費等 補助金」に係る補助金収入及びシステム関連経費支出等について、259.1億円(1)199.6億円、(2) 17.3億円、(3) 42.1億円) を増額する。

厚牛労働省資料 (抜粋)

(1) マイナンバーカードの健康保険証利用の積極的な利用促進の取組に係る医療機関・薬局への支援

〔施策の概要〕

医療現場において、患者へのマイナ保険証の積極的な利用勧奨に取り組むことなどにより、マイナ保険証の 利用促進を図ることを目的として、これらの取組に対するインセンティブとなるよう、初診・再診等における マイナ保険証の利用率の増加量を基準に支援金を交付する。

〔施策の実施要件(対象、補助率等)等〕

2024年1月~11月 〔前半期:2024年1~5月、後半期:2024年6~11月〕の取組を対象に、前半期の月 平均マイナ保険証利用率が、2023年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対し、当該機関のマイナ保 険証利用件数(初再診)に応じた支援を実施。 ※後半期も同様に実施。

支援金は、社会保険診療報酬支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関等の期間中の平均利用率 と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。(年2回、医療機関等からの申請は不要)

〔支援内容〕

マイナ保険証利用件数が少ない医療機関等の底上げが目的。

期間中のマイナ保険証利用率が2023年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。

前半(2024年1~5月)と後半(2024年6~11月)それぞれの平均利用率・件数に応じて支援額を決定。

2023年10月の 利用率からの増加量	5%ポイント 以上	10%ポイント 以上	20%ポイント 以上	30%ポイント 以上	40%ポイント 以上	5 0 %ポイント 以上
前半期 (2024年1月~5月) 支援単価	20円/件	40円/件	60円/件	80円/件	100円/件	120円/件
後半期 (2024年6月~11月) 支援単価	_	40円/件	60円/件	80円/件	100円/件	120円/件

厚牛労働省資料 (抜粋) ※一部修正

(2) マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局に対する顔認証付きカードリーダーの増設等の支援

「施策の概要〕

2023年10月末から2024年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が1台あたり500件 以上の医療機関等が顔認証付きカードリーダーを増設した場合にその費用の一部を補助する。

〔施策の実施要件(対象、補助率等)等〕

2023年10月末から2024年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が1台あたり500件 以上の施設が顔認証付きカードリーダーの増設を行った場合、施設の申請に基づき、費用の一部を補助する。 病院については、利用件数等に応じ最大3台増設分まで対象とする。

〔補助内容〕

2023年10月末から2024年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が1台あたり500件 以上の施設については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一 部を補助する。

月の利用件数 病 院	500~999件	1,000~1,499件	1,500~1,999件 ※1台運用施設1,500件以上	2,000~2,499件 ※2台運用施設2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた病院	1台	2台	3台	_	_
2台の無償提供を受けた病院	_	1台	2台	3台	_
3台の無償提供を受けた病院	-	_	1台	2台	3台

〔補助対象(補助率)〕

顔認証付カードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1/2補助。

補助上限額

区分		診療所・薬局		
カードリーダー台数	1台	2台	3台	1台
補助上限額	27.5万円	45.0万円	62.5万円	27.5万円

(参考) 令和5事業年度支払基金事業計画及び医療介護情報化等特別会計予算等変更の概要

(デジタル庁提供資料)

(3) 公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードの一体化に向けた取組への支援

医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業

マイナンバーカードー枚で医療機関・薬局に受診できる環境を目指して(令和5年度補正予算42.1億円)

来年度秋の保険証廃止に向けて、マイナ保険証利用に係るメリットを更に感じていただけるよう、マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。

【イメージ】



【事業概要】

診察券又は医療費助成の受給者証の一体化に係るシステム改修を行う医療機関・薬局に対して以下の補助を行う。

	病院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)	
費用の	再来受付機の改修を含む場合 60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助)	3.6 万円を上限に補助 ※2	5.4万円を上限に補助 ※2	
補助内容	上記以外の場合 28.3万円を上限に補助 ※ 2 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)	(事業費7.3万円を上限にその 1 / 2 を補助)	(事業費7.3万円を上限にその <mark>3 / 4</mark> を補助)	

- ※1 マイナ保険証の利用件数が一定以上であることを満たす場合。現に設置している再来受付機のみを対象とする。
- 上記を満たさない場合でも、利用率が一定以上増加しているときには、40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)。 ※2 診察券のマイナンバーカードへの一体化のみ対応する医療機関においては、マイナ保険証の利用率が一定以上増加していることを満たす場合のみ補助

(デジタル庁提供資料)

(3) 公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードの一体化に向けた取組への支援

【補助内容・要件(詳細)】

補助内容(上限額)は、医療機関・薬局の種別や対象経費等に応じ、以下表のとおり。

		PMH(受給者証) & 診察券の 両方対応	PMH(受給者証) のみ対応	診察券のみ対応(診療所・病院)
診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその <mark>3/4</mark> を補助)		5.4万円を上限に補助 ※ 2 (事業費7.3万円を上限にその 3 / 4 を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその <mark>1/2</mark> を補助)		_
	①再来受付機の改	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助)	_	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその <mark>1/2</mark> を補助)
病院	修を含む	40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)		40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその <mark>1/3</mark> を補助)
	②上記以外	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその <mark>1/2</mark> を補助)		28.3万円を上限に補助 ※ 2 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)

【補助要件】

※1: 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※2: 2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

注 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととする。

※ 対象施設は、オンライン資格確認の義務化対象施設約21万施設の概ね1/4程度を想定

※ 再来受付機については、現に設置する病院において改修を行う場合のみ対象(購入は対象外)。

支払基金事業計画の変更

保健医療情報等の活用に関する取組しの「1 本人や保険医療機関等に対する保健医療 情報の提供等」の「(5) 医療情報化に伴う保険医療機関及び保険者等への支援」について、イを 追加する。

第4 保健医療情報等の活用に関する取組

- 本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等 1 (略)
- (5) 医療情報化に伴う保険医療機関及び保険者等への支援 ア (略)
 - イマイナンバーカードの利用促進に関する支援 マイナンバーカードの利用促進を図るため、保険医療機関等におけるマイナンバーカード の健康保険証利用勧奨の取組や、公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードの一体化 に向けた取組に対し、保険医療機関等への補助金交付等の支援を行う。

(略)

工 (略)

オ (略)

医療機関等情報化補助業務関係業務方法書の変更

医療機関等情報化補助業務関係業務方法書に附則を追加する。

附則

(施行期日)

第一条 この業務方法書は、令和六年一月一日から施行する。

(取組の支援)

第二条 支払基金は、医療機関等におけるマイナ保険証の利用勧奨の取組等に対する支援及び それに附帯する業務を行う。

(取組の支援の額の通知)

第三条 支払基金は、前条に規定する支援を行うことを決定した場合は、医療機関等に対して その額を诵知する。

4. 電子処方箋の機能拡充に向けた対応

概要

- 質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図り、電子処方箋管理サービスの機能を 十分に発揮するため、電子処方箋管理サービスの普及を更に推進することが重要である。
- このため、先般成立した令和5年度補正予算に基づき、<u>電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対し、電子処方箋管理サービスの新機能</u>(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応等)<u>の導入に必要な費用を補助金交付するため、医療機関等情報化補助業務事業計画及び特別会計収入支出予算等の変更を行う。</u>
 - ※ 電子処方箋管理サービスの新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応等)については、本年12月末~来年1月のリリースを予定している。

収入支出予算の変更

○ 上記補助金に係る経費については、全額国庫補助金が交付されるため、令和5事業年度医療介護 情報化等特別会計医療情報化支援基金勘定収入支出予算の「社会保障・税番号制度システム整備費 等補助金」に係る補助金収入及びシステム関連経費支出等について、76.3億円を増額する。

(参考) 令和5事業年度支払基金事業計画及び医療介護情報化等特別会計予算等変更の概要

【○電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進】 施策名:電子処方箋の機能拡充の促進事業

令和5年度補正予算 76億円

厚生労働省HP (令和5年度厚生労働省補正予算案の概要)

施策の目的

電子処方箋管理サービスの機能を十分に発揮し、同サービスの利活用を推進するため、医療機関・薬局への新機能の導入を促進する。

施策の概要

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、電子処方箋管理サービスの新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応等)導入費用への補助を実施。

施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金、定額補助)

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対し、電子処方箋管理サービスの新機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応等)の導入に必要なシステム改修費用を補助する。

(補助の対象となる費用)

- ア. 基本バッケージ改修費用:電子カルテシステム、レセプト電算化システム等の既存システム改修にかかる費用
- イ、接続・周辺機器費用:オンライン資格確認端末の設定作業等
- ウ. システム適用作業費用:現地システム環境適用のための運用調査・設計、システムセットアップ、運用テスト、運用立会い等

	大規模病院 (病床数200床以上)	病 院 (大規模病院以外)	診療所	大型ゲェーン薬局 (グループで処方強の受付が 月4万回以上の薬局)	薬局 (大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	45.2万円を上限に補助 ※事業額の135.6万円を 上限に、1/3を補助	33.3万円を上限に補助 ※事業額の <u>100</u> 万円を上 限に、 <u>1/3</u> を補助	12.3万円を上限に補助 ※事業額24.5万円を 上限に、1/2を補助	6.4万円を上限に補助 ※事業額 <u>25.6</u> 万円を 上限に、 <u>1/4</u> を補助	12.8万円を上限に補助 ※事業額 <u>25.6万</u> 円を 上限に、 <u>1/2</u> を補助



新機能導入費用 補助金申請 新機能導入費用 補助金交付



補助金申請補助金交付



施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

医療機関等情報化補助業務事業計画の変更

令和5事業年度医療機関等情報化補助業務事業計画について、補助業務の事業運営に必要な補助金 を受け入れるため、補助金収入を335.3億円増額し192.3億円から527.6億円に変更し、文言を追加す る。

1~2.(略)

- 3. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金として 補助金 52,762,975千円 を受け入れることを予定している。
- 4. (略)
- 5. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金より 補助金等 52,762,975千円

(訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認:14,997,822千円)

(生活保護指定機関(医療扶助)のオンライン資格確認:4,230,511千円)

(マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進:19,959,947千円)

(オンライン資格確認に係る顔認証付きカードリーダー増設等:1,734,932千円)

(公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードとの一体化:4,211,489千円)

(電子処方箋の機能拡充(リフィル等):7,628,274千円)

を支出することを予定している。

─ 3. マイナンバーカードの 利用促進に向けた対応 25,906,368千円

> 拡充に向けた対応 7,628,274千円

> > 33,534,642千円

医療機関等情報化補助業務資金計画の変更

令和5事業年度医療機関等情報化補助業務資金計画について、補助業務の事業運営に係る収入及び 支出を以下のとおり変更する。

変更前

支出		収入		
区分	金額	区分	金額	
	千円		千円	
支援基金への繰越金	28,909,493	前年度からの繰越金	131,469	
システム整備費補助金支出	120,956,057	交付金収入	28,909,113	
事務取扱費	5,419,443	補助金収入	19,228,333	
職員諸給与	161,952	支援基金からの受入金	107,293,387	
管理諸費	<u>5,257,491</u>	支援基金からの受入金・整備費	102,914,991	
その他の支出	1,241	支援基金からの受入金・事務費	4,378,396	
翌年度への繰越金	277,168	その他の収入	<u>709</u>	
		雑収入	<u>391</u>	
合計	155,563,402	合計	155,563,402	

変更後

支出		収入		
区分	金額	区分	金額	
	千円		刊	
支援基金への繰越金	28,909,493	前年度からの繰越金	131,469	
システム整備費補助金支出	<u>152,518,418</u>	交付金収入	28,909,113	
事務取扱費	<u>6,807,882</u>	補助金収入	52,762,975	
職員諸給与	<u>166,516</u>	支援基金からの受入金	107,293,387	
管理諸費	<u>6,641,366</u>	支援基金からの受入金・整備費	102,914,991	
その他の支出	1,241	支援基金からの受入金・事務費	4,378,396	
翌年度への繰越金	<u>861,180</u>	その他の収入	<u>875</u>	
		雑収入	<u>395</u>	
合計	189,098,214	合計	189,098,214	

医療機関等情報化補助業務に係る全体スケジュール

区分	補助事業	令和5年度		令和6年度			令和7年度~		
	保険医療機関・保険薬局のオン ライン資格確認	補助金の交付(申請期限:令和6年6月30日)							
医療情報化	電子処方箋			補助金の交	付(申請期限	: 令和7年9	月30日)		
支援基金 医療提供体制 設備整備交付金	電子カルテの標準化	準備業務 補助金の交付(申請期限:未定)							
	訪問看護ステーションの オンライン資格確認	準備業務			補具	助金の交付	(申請期限:즉	∂和7年5月31	日)
社会保障・税番号 制度システム 整備費等補助金	訪問診療・柔整あはき等のオンラ イン資格確認	準備業務		補助金の交	ţ			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(%)
	生活保護指定機関(医療扶助)のオンライン資格確認	準備業務	補	助金の交付				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(※)

新規事業

は本理事会において予算変更を諮る補助事業

区分	補助事業	令和5年度	令和6年度	令和7年度~
社会保障・税番号 制度システム 整備費等補助金	マイナンバーカードの健康保険証 利用の利用促進	準備業務)補	カ金の交付 クロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(%)
	オンライン資格確認に係る顔認証付きカードリーダー増設等	準備業務)補	加金の交付	(%)
	公費負担医療の受給者証等とマ イナンバーカードとの一体化	準備業務	助金の交付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(%)
	電子処方箋の機能拡充(リフィル等)	準備業務)補	加金の交付	(%)

補助金の交付等のスケジュールについては、今後、厚生労働省等と調整

医療介護情報化等特別会計(医療情報化支援基金勘定)の予算変更

は本理事会において予算変更を諮る勘定区分

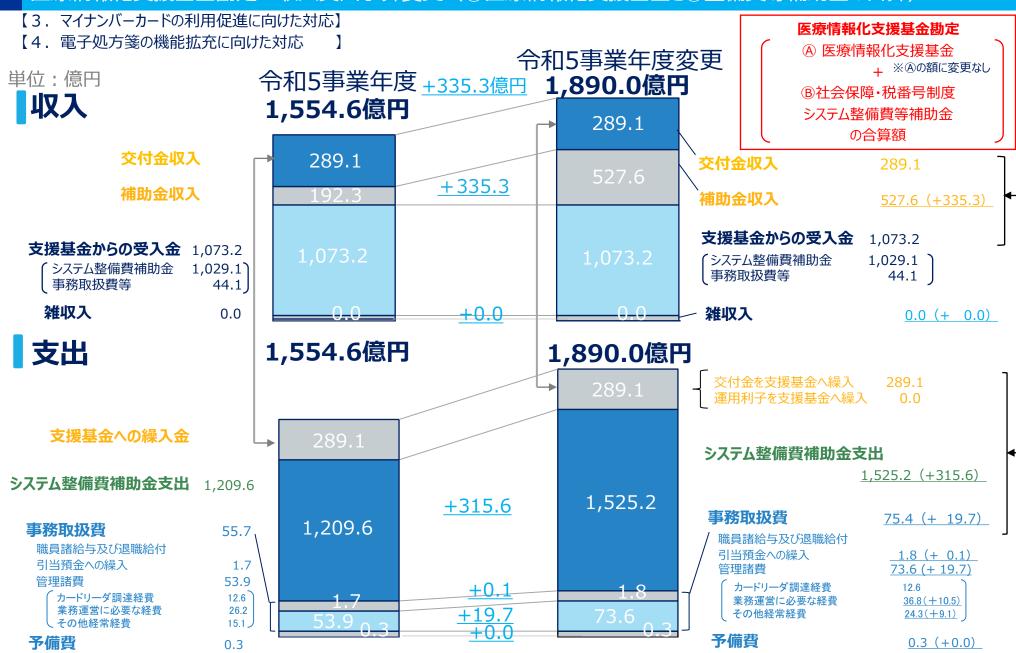
会計区分	勘定区分	主な内容		
	医療情報化支援基金勘定	医療情報化に伴う医療機関等への支援		
医療介護情報化等特別会計	連結情報提供勘定	履歴照会・回答システムの運用		
	電子処方箋管理勘定	電子処方箋管理サービスの運用及び追加開発		

医療情報化支援基金勘定の内訳

は本理事会において予算変更を諮る補助事業

財源		補助事業	予算変更概要	
		保険医療機関・保険薬局のオンライン資格確認		
A	医療提供体制設備整備交付金 	電子処方箋		
	医療情報化支援基金	電子カルテの標準化		
	,	訪問看護ステーションのオンライン資格確認		
		訪問診療・柔整あはき等のオンライン資格確認		
		生活保護指定機関(医療扶助)のオンライン資格確認		
	社会保障·税番号制度 システム整備費等補助金	マイナンバーカードの健康保険証利用の利用促進		
B		オンライン資格確認に係る顔認証付きカードリーダー増設等	 新規事業の開始に伴う	
	【3.マイナンバーカードの利用促進に向けた対応】-	公費負担医療の受給者証等とマイナンバーカードとの一体化	予算変更	
	【4.電子処方箋の機能拡充に向けた対応 】-	電子処方箋の機能拡充(リフィル等)		

医療情報化支援基金勘定:収入支出予算変更(A)医療情報化支援基金とB)整備費等補助金の合算)



医療情報化支援基金勘定:収入支出予算変更(®社会保障・税番号制度システム整備費等補助金全体版)

- 【3.マイナンバーカードの利用促進に向けた対応】
- 【4. 電子処方箋の機能拡充に向けた対応 】

® 社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金

